

令和7年1月27日

長浜市議会議長 高山 亨 様

長浜市議会活性化検討委員会
委員長 押谷 正春

議会活性化検討委員会検討結果報告

長浜市議会基本条例の検証結果で「継続」となった下記の課題について、議会活性化検討委員会で検討した結果を報告いたします。

本検討結果並びに具体的な対応に基づき、さらに議会活性化を推進されるよう進言いたします。

記

- 1 常任委員会の委員会代表質問（長浜市議会基本条例第11条）

1 常任委員会の委員会代表質問（長浜市議会基本条例第 11 条）

（1）議会基本条例の検証結果

検証結果	今後の取組
継続	専門的視点を生かした常任委員会の代表者による一般質問など、多様な立場や観点から質問できる機会を確保することが必要である。

（2）議会活性化検討委員会の検討結果

検討結果
<p>実施の目的、対象委員会、実施時期、質問内容等、質問の通告、質問時間及び方法並びにその他事項について、以下のとおり検討した。</p> <p>1 目的</p> <p>常任委員会の専門的な視点を生かし、市議会に寄せられる市民の声のほか、行政視察や自主的・自立的な調査・研究を踏まえて所管事項に関する政策の立案及び提案を積極的に行うとともにその内容を充実させることで議会の審議機能を高めるため、委員会代表質問を導入する。</p> <p>2 対象委員会</p> <p>長浜市議会委員会条例（平成 18 年長浜市条例第 212 号）第 2 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに定める常任委員会（総務教育常任委員会、健康福祉常任委員会及び産業建設常任委員会）とする。</p> <p>3 実施時期</p> <p>予算審査を行う 3 月定例会月議会を除いて、6 月定例会月議会及び 12 月定例会月議会の個人一般質問を行う前又は 9 月定例会月議会の会派代表質問を行う前に実施することができるものとする。なお、各常任委員会が同じ定例会月議会において委員会代表質問を行う場合は、長浜市議会委員会条例第 2 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに定める順に行うものとする。</p> <p>4 質問内容等</p> <p>常任委員会が所管する市の一般事務や将来に対する方針又は一般質問で議員から提言された重要なテーマ等に関して、市議会に寄せられる市民の声又は当該委員会の調査・研究に基づき、委員会で意思統一（全会一致）を図ったものを、当該</p>

委員会を代表する議員（正副委員長又は委員、以下「代表委員」という。）が質問することができる。

5 質問の通告

- (1) 委員会代表質問の通告期限は、定例月議会の再開日から起算して7日前に開催される議会運営委員会の前日の午後5時までとする。ただし、会派代表質問及び個人一般質問の通告期限は、これまでどおり定例月議会再開日の午後5時までとする。
- (2) 通告書は、当該委員会の全委員による確認を経たうえで、所定の様式により質問の項目、内容及び質問者名等を記入し、代表委員が議長に提出する。
- (3) 委員会代表質問の内容は、定例月議会の再開日から起算して7日前に開催される議会運営委員会において、質問内容が当該常任委員会での十分調整されているか、また質問内容が適切なものであるか等を確認した後、全議員に通知する。

6 質問の時間及び方法

- (1) 質問は大項目1問とし、小項目については制限を設けない。
- (2) 質問の回数は小項目1問あたり2回までとし、全て質問席から行う。ただし、委員会代表質問は委員会で意思統一（全会一致）して行うものであるため、答弁に対する再質問は、原則として、あらかじめ委員会で協議調整した内容のものとするが、答弁に対して特に必要があると代表委員が判断するときは、委員会で別途協議するものとする。
- (3) 発言時間は40分以内とし、当局の答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質問は一問一答方式で行う。

7 その他

- (1) 委員会代表質問を行う議員（委員）は、会派代表質問及び個人質問をすることができる。
- (2) 委員会代表質問を行う委員会に所属する議員（委員）が個人質問を行う場合は、所属する委員会の代表質問と重複しない質問内容でなければならない。
- (3) 常任委員会は、原則として、委員会代表質問の実施後、質問に対する当局の対応について継続調査を行い、質問の目的を達成するため、積極的な政策提言

等を行うものとする。

具体的な対応

上記の検討結果に基づいて、委員会代表質問の実施に関する要領を制定することを求める。